

令和2年度農林水産関係補正予算
特定水産物供給平準化事業
(新型コロナウイルス感染症緊急対応)
の説明

令和2年4月

【事業実施者】

『従来の平準化事業の実施者』

- ・ 全国漁業協同組合連合会
- ・ 全国水産加工業協同組合連合会
- ・ 北海道漁業協同組合連合会
- ・ 山陰旋網漁業協同組合
- ・ 日本遠洋旋網漁業協同組合



『都道府県漁連など』

県レベルの連合会

※特殊事情：水産庁長官承認を受けた場合に漁業協同組合も対象

【対象水産物の4要件】

- ① コロナの影響で需要量が減少、又は取引価格が低下していること
- ② 漁業者の自助努力だけではこうした影響の打開が困難であること
- ③ 凍結後の価格低落があまり大きくないと見込まれること
- ④ 事態収束後に需要回復に繋がられると見込まれること

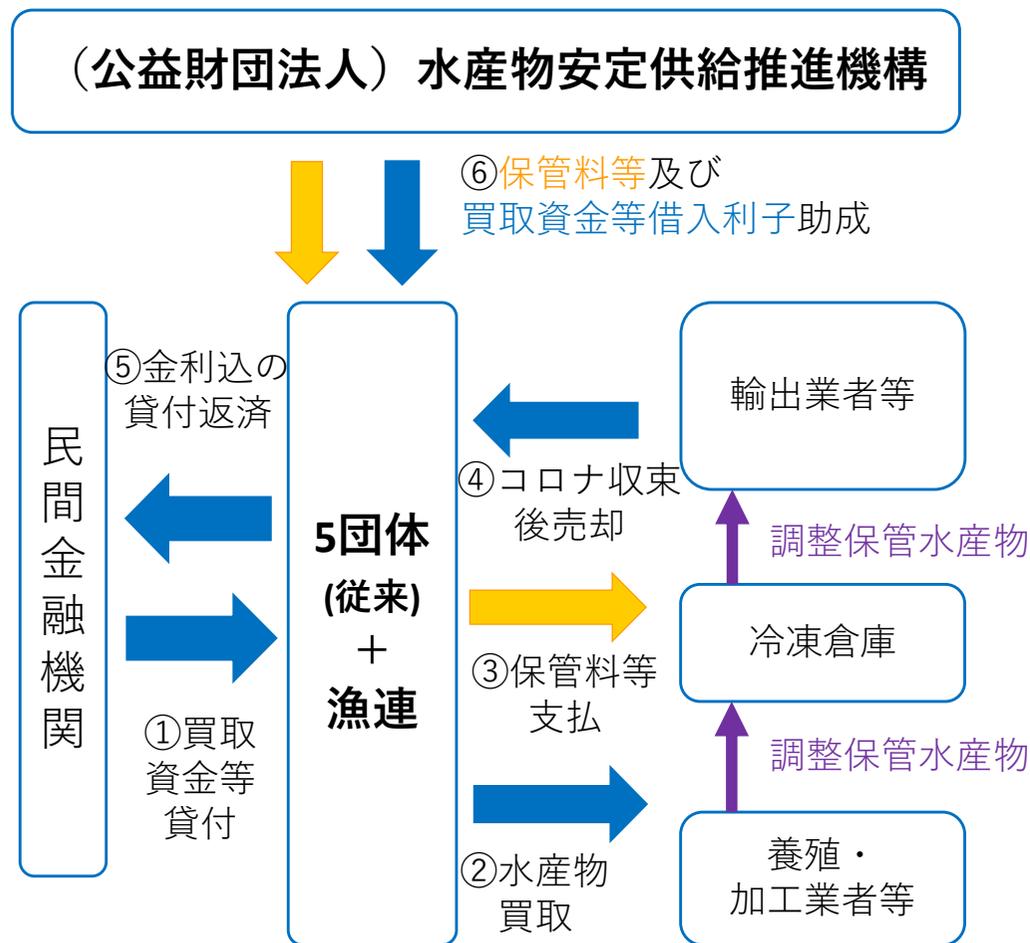
【支援メニュー】

1 買取り・保管経費の借入に係る金利助成

民間金融機関からの借入に係る**金利相当分を助成（実質無利子）**します。

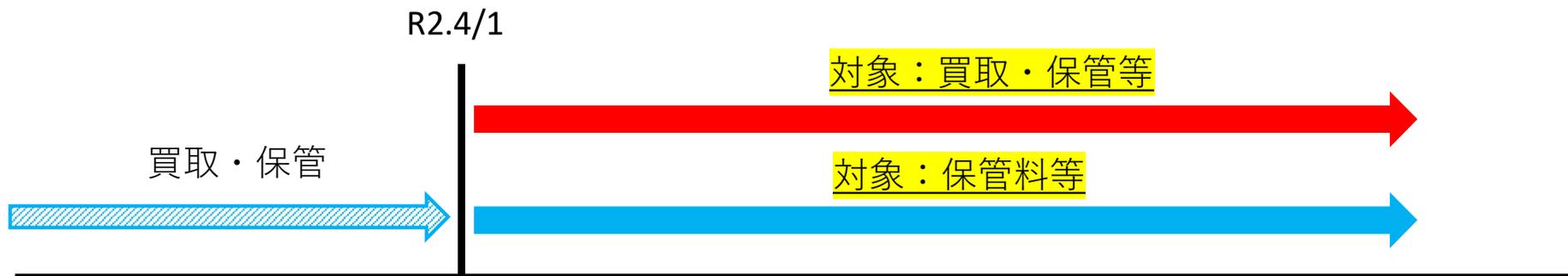
2 冷凍・加工・運搬に関する助成

- (1) 買取った水産物の**加工料**
 - (2) 水産物を放出するまでの**保管料**
 - (3) 保管倉庫までの**運搬・入出庫料**
- これらを**補助率2分の1**で助成します。



【買取り・保管のタイミング】

- ★ **令和2年4月1日以降**の買取・保管等を対象
- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている対象水産物であって、漁業者団体等が**令和2年3月31日以前に買取・保管しているものは、令和2年4月1日以降に発生した保管料等を助成**



【事業ご活用の際に！！】

事業実施計画

- ・ 漁業者団体等が対象水産物ごとに作成
- ・ 事業窓口を經由して水産庁長官に提出・承認

事業窓口

(公益財団法人) 水産物安定供給推進機構

提出書類

- ① 4要件に合致していることを示す資料
- ② 買取価格・数量が分かる資料
- ③ 保管料などの経費が分かる資料 など

【申請の際の問合せ先】

各地域

事業実施者となる都道府県漁連

全 国

従来の5団体（全漁連など）

事業窓口

（公益財団法人）水産物安定供給推進機構

MAFF

**Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries**

農林水産省